

ペノ部

パカシウ

牧場

1  
Passage.

〔本義〕羅甸ノ「パスセレ」ヨリ出ツ「パスセレ」ハ梵語ノ「パ」ヨ  
リ出ツ「パ」ハ「養フ」ノ義「パスセレ」ハ「牧養スル」ノ義  
〔釋解〕畜類ノ「パチラシ」(牧場ナリ本部二〇)ニ取極メタル  
場所チイフ

ドロア、ド、パカシウ

Droit de pacage.

牧養權

〔本義〕「ドロア」ハ「權利」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ  
〔釋解〕「ドロア、ド、パカシ」ハ即チ「ドロア、ド、パ  
チラシ」ナリ  
リトレ 牧場ニ於テ畜類ヲ牧養スル權チイフ



〔参照〕(民)六八八、

ペマン

Payement.

辨濟

〔本義〕「ペイエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ペイエ」ハ羅甸ノ「パカレ」ヨリ出ツ「パカレ」ハ「パクス」ヨリ出ツ「パクス」ハ「平和」ノ義「パカレ」ハ「和ラケル」ノ義因テ「ペイエ」ハ義務ヲ辨濟シテ權利者ヲ和ケ其權利ヲ満足セシムルノ意トス

〔釋解〕負債ヲ償ヒ義務ヲ果スコナリ

〔参照〕(民)一三四以下、書入質ハ(民)二一三一、故障ハ(訴)五六五、家中ノ書類ハ(民)一三三一、證書返還ハ(民)一二八二、

パラフ

Paraphe.



花押

〔本義〕「パラグラフ」ノ略語ナリ「パラグラフ」ハ「傍」ニ記スルノ義

〔釋解〕姓名ヲ手署シタル證トシテ其姓名ニ加附シタル別段ノ標シナイフ○リトレ「パラグラフ」ハ他ノ偽筆ヲ防ク爲メニ姓名ノ下ニ加附スル一種ノ文字チイフ

Parapher les renvois d'un acte.

證書ノ記入ニ花押ス

パラフ、レ、ランウ、オア、ド、アン、アクト

〔本義〕「パラフエ」ハ「花押スル」ノ義「レ」ハ冠詞「ランウ、オア」ハ「欄外記入」ナリ「ド」「ハ」「ノ」「アン」ハ冠詞ナリ「アクト」ハ「證書」ナリ（口音）「ド、アン、アクト」ハ「ダンナクト」ナリ

〔釋解〕姓名ヲ署セズ「パラグラフ」ノミチ記スルカ又ハ姓名ノ



首字ノミヲ署シテ欄外記入ニ認メテ爲スナリ

〔参照〕(民)四一、四二、四四、

パラフェルノ

四 Paraphernaux.

嫁資外財産

〔本義〕希臘語ノ「パラ」ト「フェル」ト合成セシモノニテ「パラ」ハ「傍」ニシテ「フェル」ハ「嫁資」ナリ

〔釋解〕嫁資分括ノ方法ヲ以テ結婚シタル婦ノ嫁資外ノ財産ヲイフ○リトレ婦ノ特別ナル財産ニシテ其利益ヲ收ムルヲ及ヒ支配スルヲハ獨リ婦ノ自由ニ在ルモノニシテ即チ嫁資中ニ入ラサル財産ヲイフ

〔参照〕(民)一五七四以下、

パルクール

五 Parcours.



牧地共同

〔本義〕「パルク」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「パルク」トイリル「ハ」ハ「パルク」トイリルト合成セシモノナリ「パルク」ハ「一方ヨリ」ノ義「ク」トイリル「ハ」走ルノ義「パルク」トイリル「ハ」即チ「走り通ル」又「走り廻ル」ノ意ナリ

〔釋解〕甲乙二邑ノ牧場ニ境界ヲ置カスシテ畜類ヲ牧養スル交互ノ權ヲイフ○リトソ畜類ヲ牧養スル地ノ所有者邑ヲ同スレハ「ウエヌ、パチル」(參養權ナリウエノ部四)トイヒ邑ヲ異ニスレハ「パルク」トイフ

六 Parenté.

パランテ 親屬



〔本義〕羅甸ノ「パ」ランスヨリ出ツ「パ」ランスハ「親屬ノ人」ナ  
リ

〔釋解〕同親屬タル人ノ間ノ關係チイフ法律ニ於テハ相  
續ノ權ハ二系中ノ最モ近キ親屬ニ屬ス

〔參照〕親屬ノ等級ハ(民)七三五以下、相續ハ(民)七二三、七二  
四、七五五、

七

Pari.

パリ  
賭博

〔本義〕「パ」リエトイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「パ」リエ  
ハ羅甸ノ「パ」リアルヨリ出ツ「パ」リアルハ「均シクスル」又  
「計算ヲ均シクスル」ノ義今「賭博ヲ爲ス」ノ意ニ用ユ  
〔釋解〕總テ未定ノ事件ヲ賭ケモノニスルチイフ(シ)ノ部



Parjure.

一「ジツ」參看

〔參照〕(民)一九六四以下、(商)五八五、

パルジウル

偽誓

偽誓者

〔本義〕羅甸ノ「ペルジツラレ」ヨリ出ツ「ペルジツラレ」ハ「善カラザル誓」ノ義ナリ

〔釋解〕裁判所ニ於テ爲シタル偽リノ誓チイフ又其偽リノ誓チ宣ヘタル人チモイフ

パルルマン

Parlement.

最上審院

〔本義〕「パルレ」トイフ働詞ヨリ出ツ「パルレ」ハ「談話スル」ノ



義「パルルマン」ハ本ト「談話スル」ノ義後チ轉用シテ「王國中貴族議院」ノトナセリ

〔釋解〕古ノ最上裁判所ノ名ナリ○センボ子昔時國王ノ名ヲ以テ終審ノ裁判ヲ爲スタメニ設ケタル審院ノ名ナリ

パルケ

檢事局

檢察官

10 Parquet.

〔本義〕「パルク」ヨリ出ツ「パルク」ハ「繞圍」又ハ「繞圍シタル場所」ナリ

〔釋解〕檢察官ノ詰所チイフ又直チニ檢察官ヲ指シテイフ



11 Parricide.

パリシド

弑親

〔本義〕羅甸ノ「パリシダ」ヨリ出ツ「パリシダ」ハ「パテル」ト「ク  
ーデレ」ト合成シモノニテ「パテル」ハ「父」ナリ「クーデレ」  
ハ「殺ス」ノ義ナリ

〔釋解〕父又ハ母ヲ弑スヲナリ其他總テ尊屬親ヲ殺害ス  
ルヲモ亦「パリシド」トイフ

〔參照〕(刑)一三、八六、二九九、三〇二、三二三、

パルタジウ

111 Partage.

配分

〔本義〕羅甸ノ「パルチリ」ヨリ出ツ「パルチリ」ハ「パルス」ヨリ  
出ツ「パルス」ハ「一部分」ノ義「パルチリ」ハ「分ツ」ノ義ナリ

ペノ部

七六三



〔釋解〕「按」社員中ノ隨意若クハ相續人中カ法律ノ強制ニ依テ未タ分割セサル物件(即チ社員若クハ相續人數人ニ共通スル所ノ者)ヲ社員若クハ相續人各自へ配分スルヲナイフ

Partage de succession.

パルタジウド、シウクセシオン

### 相續ノ配分

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「シ」セシオン「ハ」相續「ナリ」(エスノ部二五)

〔釋解〕ムーロン人ノ死後數名ノ相續人アルトキハ其遺物財産中ノ物件ニ就キ各自權利ヲ有スヘシ之ヲ細論スレハ各自一物件ノ一分ヲ取ルノ權利アリ此遺物財産ノ上ニ權利ノ集合混同スル情況ヲ指ソ未分トイフ



此未分ノモノヲ分チ相續人各自其權ヲ限リ其取前ヲ定ムルヲ「パルタジツ」トイフ

Partage de communauté.

パルタジウ、ド、コムウノ一テ

### 共有ノ配分

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「コム」ノ一テ「ハ」共有「ナリ」(セノ部四六)

〔釋解〕「按」夫婦中ノ共有ヲ解キテ其財產ヲ各自ニ分ツナリ

パルター、ジウ、ド、ソシエテ

Partage de société.

### 會社ノ配分

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ソシエテ」ハ「會社」ナリ(エスノ部一四)

〔釋解〕「按」民事會社商業會社ヲ問ハス總テ會社ヲ解クニ當リ其資本、利益、負債ヲ益社員ニ配分スルヲナリ



Partage d'ascendants.

パルタージウ、ド、アサンダン  
尊屬ノ相續配分

Partage de pré succession.

パルタジウ、ド、プレシウクセシオン  
預定相續配分

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アサンダン」ハ「尊屬」ナリ（「ア」ノ部八二）「プレシウクセシオン」ハ「ア」ノ部八二「ド」ハ「前以テ」ノ意「シウクセシオン」ハ「相親」ナリ（口音）「ド、アサンダン」ハ「ダサンダン」ナリ

〔釋解〕此語ハ尊屬ノ親其死後遺物分配ニ付キ紛争ヲ生  
セシ「ア」ヲ恐レ存生中豫メ其卑屬親ニ分ヲ與フヘキ財  
産ノ部分ヲ定メ置ク「ア」ナリ

パルタジウ、ド、シウジウ

Partage de juges.



## 裁判官ノ分議

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ジ」ハ「シ」ナリ（シノ部五）

〔釋解〕會議ノ時ニ裁判官ノ論議相分レ可否相半シテ判決ヲ爲スヘカラサルヲチイフ刑事ハ此場合ニ在テハ被告人ニ利益アル意見ニ從フ此意見ハ即チ被告人カ既得ノ權利中ニ在リトス民事ハ此場合ニ在テハ新裁判官ヲ招キテ再議ヲ爲サシム

〔參照〕不可分財産ノ分配ハ（民）一六八六以下、共有ハ（民）一四六七以下、會社ハ（民）一八七二以下、相續及ヒ尊屬ヨリ卑屬ヘ相續ヲ分配スル事ハ（民）一〇七五以下、同相續人ノ分配ハ（民）七四三、八一五以下、（訴）九六六以下、幼年又ハ禁セラレタル相續人ハ（民）四六五、四六六、五〇九、一三一



四、呼出狀ハ(訴)五〇ノ三項、五九ノ一項、權利者ハ(民)八八  
 二、土地引上ハ(民)二二〇五、特權ハ(民)二一〇三ノ三項、買  
 戻シハ(民)一六七二、判事ノ異論判斷人ノ異論ハ(訴)一〇  
 一二ノ三項、一〇一七、初告裁判所ノ判事ノ異論ハ(訴)一  
 一八、上等裁判所ノ判事ノ異論ハ(訴)四六八、

パルチシパシオン

1111 Participation.

参預

〔本義〕羅甸ノ「パルチシパレ」ヨリ出ツ「パルチシパレ」ハ「パ  
 ルス」ト「カペレ」ト合成セシモノニテ「パルス」ハ「部分」ナリ  
 「カペレ」ハ「取ル」ノ義「パルチシパレ」ハ「一部ヲ占ムル」ノ意  
 「パルチシパシオン」ハ「一部ニ加入スル」ノ義ナリ  
 〔釋解〕リトレ或ル事ノ一部ニ立入ルヲチャイフ、〇「ソシエ



テ、アソ、パルチシパシオン（共分會社ナリ）ハエスノ部一  
四ニ見ユ

パルチ

一四  
Partie.

本人

〔本義〕意多利ノ「パルチ」ヨリ出ツ「パルチ」ハ「部分」ノ義

「パルチ」ハ「一」ノ部分ニアル人ノ義ナリ

〔釋解〕事務又ハ詞訟ノ中ニ加リタル人チイフ〇リトレ

「パルチ」ニ三種アリ其一ハ詞訟ニ用ユル語ニテハ原告

被告、其二ハ代言人代訟人ニ委任シタル人、其三ハ複數

ニ用ユルキハ契約シタル雙方ノ者チイフ

パルチ、シウイル

Partie civile.

民事原告人

セノ部



〔本義〕「シウ、イル」ハ「民事」ノ義ナリ

〔釋解〕刑事ニ於テ己レ一己ノ名ニテ損害賠償ヲ得ル爲  
メニ訴訟ノ一方ト爲ル告訴人チイフ

〔參照〕〔訴〕一一九、民事原告人ハ〔治〕一、六三、六六以下、一三五、  
一三六以下、違警罪裁判所ハ〔治〕一四五、一四八、一五三、一  
六二、一六五、一七二、輕罪裁判所ハ〔治〕一八二、一八三、一九  
〇以下、重罪裁判所ハ〔治〕二一七、二二二、二二三、三一九以  
下、闕席裁判ハ〔訴〕三一、裁判區域判決ハ〔治〕五四一、

パルシエール

Partiaire.

部分

〔本義〕「パルシエール」ハ羅甸ノ「パルス」ヨリ出ツ「パルス」ハ「部  
分」ノ義ナリ



〔釋解〕リトレ「パルシエル」ハ「部分」ノ義ナリ ○「按」「コロソ、パ  
ルシエル」ハセノ部三八ニ見ユ

〔參照〕セノ部三八、

パサジウ

通行權

〔本義〕「パセ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「パセ」ハ羅甸  
ノ「パ」ヨリ出ツ「パ」ハ「歩」ミ「ナリ」パセ」ハ「過」クル又「通行スル」  
ノ義

〔釋解〕他人ノ地所ニ通行ヲ許ス「セルウイチッド」(地役ナリエ  
スノ部一一)チイフ ○リトレ法律語ニテハ他人ノ所有  
地ヲ通行スル權チイフ

〔參照〕(民)六八八以下、



Passif.

不<sup>パ</sup>關<sup>シ</sup>斷<sup>シ</sup>當<sup>フ</sup> 八<sup>パ</sup>拾<sup>シ</sup> 嘆<sup>ピ</sup>

義務ニ屬スル部分

〔本義〕羅甸ノ「パソム」ヨリ出ツ「パソム」ハ「パ」チヨリ出ツ「パ  
チ」ハ「苦ム」又タ「苦」チ受ルノ義今「パ」シフ「ハ」受方トナルノ  
意ナリ

〔釋解〕計算中ノ部分ニテ義務ヲ記スル處チイフ例ヘハ  
遺物相續ノ「パ」シフ「共有財産中ノ「パ」シフ」分散中ノ「パ」シ  
フ「ト」イフカ如キ是レナリ ○「按」「パ」シフ「ハ」ア「ク」チフ「權利  
ニ屬スル部分ナリア」ノ部二八ト對スル語ニシテ「ア」ク  
チフ「ハ」凡ソ權利ニ屬スル計算中ノ部分チイヒ「パ」シフ  
ハ凡ソ義務ニ屬スル計算中ノ部分チイフ ○セ「ン」ボ「チ」一  
人又ハ共有者若クハ會社ノ負債ノ集合ヲ「パ」シフ「ト」イフ



〔参照〕(民)一四〇九以下、

パテルニテ

父縁

〔本義〕羅甸ノ「パテルニツス」ヨリ出ツ「パテルニツス」ハ「父」ノ義ナリ

〔釋解〕父ト子トノ關係ヲイフ一般ノ原則ニテ誰某ニ「パテルニテ」アリト訟求スルハ法律ニ於テ禁スル所ナリ之ヲ許スハ非常ノ場合ノミニ限レリ○リトレ「パテルニテ」ハ父ノ身分ヲイフ

〔参照〕婚姻中ニ生レタル子ハ(民)三一、二、婚姻外ニ生レタル子ハ(民)三三四以下

パトリモアヌ



Patrimoine.

相續財産

家産

〔本義〕羅甸ノ「パトリモニオム」ヨリ出ツ「パトリモニオム」ハ「パテル」ヨリ出ツ「パテル」ハ「父」ノ「義」ナリ

〔釋解〕遺物相續ノ名義ヲ以テ「親屬」ヨリ得タル財産ヲイフ然レ通常用ユル所ノ義ニ依レハ「出處」ノ如何ヲ問ハス廣ク人ノ財産ヲイフ（エス）ノ部七「セパラシオン、ド、パトリモアヌ」家産ノ分離參看

〔參照〕（民）八七八以下、二一一一、

パチウラシウ

牧場

牧畜

Paturage.



〔本義〕羅甸ノ「パセレ」ヨリ出ツ「パセレ」ハ「牧養スル」ノ義（本部一「パカシ」牧場ノ所ニ見ユ）

〔釋解〕畜類ヲ牧スル場所ナリ○センボ子「パチウラシ」ハ他人所有ノ土地ニ己レノ畜類ヲ牧養スル權利チイヒ又其權利ヲ行フ可キ場所チイフ此語ハ「パカシ」ヨリモ其義廣シ

ドロア、ド、パチウラシ

Droit de paturage.

### 牧養權

〔本義〕「ドロア」ハ「權利」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ  
〔釋解〕他人ノ地面ニ牧養スル權利チイフ

ペヌ

Peine.

刑



Pénalité.

ペナリテ

刑例

〔本義〕「ペ」ハ希臘ノ「ポイテス」ヨリ出ツ「ポイテス」ハ一説ニ希臘ノ「ピオノス」ヨリ出テシモノトイフ「ピオノス」ハ人殺シノ義又一説ニ梵語ノ「ピツ」ヨリ出テシモノトイフ「ピツ」ハ「清潔ニスル」又「汚穢ヲ取除ク」ノ義○「ペナリテ」ハ「ペ」ヨリ出ツ其義「ペ」ト同シ

〔釋解〕總テ重罪輕罪違警罪ノ刑チイフ民事ニ於テモ「ペ」チ約束スル「ア」リ「ク」ローズ、ペナル」是レナリ（過代約條ナリセノ部三〇〇）パシツレ法律チ犯シタル者ニ擬スル罰ナリ法理上ヨリ之チイヘハ「ペ」トハ法律ノ命スル事ヲ爲サス又法律ノ禁スル事ヲ爲シタル人ニ法律



定規ノ制裁トシテ擬シ行フ思想上又ハ身體上ノ苦ヲ  
イフ○リトレ「ペナリテ」ハ法律ヲ以テ定タル刑ノ設ケ  
方ヲイフ

Peines de simple police.

ペヌ、ド、センプルポリス  
違警罪ノ刑

Peines de police correctionnelle.

ペヌ、ド、ポリス、コレクシオナル  
輕罪ノ刑

Peines afflictives.

ペヌ、アフリクチウ  
施體乃刑

Peines infamantes.

ペヌ、エンファマント  
加辱乃刑



Peines afflictives et infamantes.

ペヌ、アフリクキウ、エ、エンフアマント  
施體加辱ノ刑

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「セ」ン「プ」ルハ「單一」ノ義「ポ」リスハ「警」察「ナ」リ  
〔本部三一〕「コ」レ「ク」シ「オ」子「ル」ハ「懲」治「ノ」義「ア」フ「リ」ク「チ」ウ  
ハ「人」ノ「身」體ニ「施」ス「ノ」義「エ」ン「フ」アマ「ント」ハ「辱」ヲ「加」ヘル「ノ」  
義「エ」ハ「及」ヒ「ナ」リ

〔釋解〕「按」「ペ」ヌ、ド、セ「ン」プ「ル」、ポ「リ」スハ「違」警「罪」ヲ「罰」ス「ル」刑「ヲ」  
イ「フ」ア「ン」プ「リ」ゾ「ン」ヌ「マ」ン（禁「錮」ナ「リ」エ「ノ」部「一」三）「ア」マ「ン」  
ド（罰「金」ア「ノ」部「五」九）是「レ」ナ「リ」又「ペ」ヌ、ド、ポ「リ」ス、コ「レ」ク「シ」  
オ「子」ルハ「輕」罪「即」チ「懲」治「罪」ヲ「罪」ス「ル」刑「ヲ」イ「フ」懲「治」場ニ  
於「テ」ス「ル」定「期」ノ「監」禁、定「期」間「公」權「民」權「族」權「ヲ」行「フ」コ「ト」チ  
禁「ス」ル「刑」及「罰」金「是」レ「ナ」リ「ペ」ヌ、ア「フ」リ「ク」チ「ウ」ハ「重」罪「ヲ」



罰スル刑ノ中罪人ノ身體ニ施スモノ即チ死刑、徒刑、流刑、禁獄、懲役チイフ輕罪ヲ罰スル禁錮ハ其刑直ニ身體ニ及フト雖モ施體刑ノ中ニ入ラス「ペヌ、エノンファミント」ハ刑法ノ語ニシテ耻辱ヲ與ヘ面目ヲ汚シ罪人ノ精神ニ感セシムル刑チイフ此刑ハ即チ追放剝奪公權是ナリ「ペヌ、アフリクチウ、エ、エノンファミント」ハ罪人ノ身體ニ施シ兼テ恥辱ヲ與フル重罪ノ刑チイフ即チ刑法第七條ノ死刑、徒刑、禁獄、懲役ノ刑是レナリ

ペヌ、ド、モル

Peine de mort.

死刑

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「モル」ハ「死」ナリ（エムノ部一九）

〔釋解〕罪人「チ」死ニ處スル刑チイフ



〔參照〕刑例ハ(治)一以下、(刑)一以下、六四、六五、四八四、違警罪ノ刑ハ(刑)四、六四、輕罪ノ刑ハ(刑)九、加辱ノ刑ハ(刑)八、施體加辱ノ刑ハ(刑)六七、過代約條ハ(民)一二二六以下、二〇四七、

Peremption.

珎ペ菱ブン不孫プ 棚パム噴プ 噎パ  
訴訟消滅

〔本義〕「ペリメ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ「ペリメ」ハ羅甸ノ「ペリメレ」ヨリ出ツ「ペリメレ」ハ「ペル」ト「エメレ」ト合成セシモノニテ「ペル」ハ前詞ナリ「エメレ」ハ「取ル」ノ義「ペリメレ」ハ「打チ毀ツ」ノ義今一事ヲ繼續セサルコ依リ其事ヲ消滅セシムルノ意ニ用ユ  
〔釋解〕一旦之ヲ始メ而シテ後繼續セサルヲ以テ訴訟ヲ



取消シ再ヒ其訴訟ヲ繼續スル能ハスト爲スヲナリ○  
 リトレ民事訴訟ヲ中絶シテ豫定ノ日限過キ去タルヲ  
 以テ其訴訟ノ消滅スル「プレスクリプション」(時効)ナリ  
 本部四七)「タイプ」一度訴訟ヲ始メ訴訟人其訴訟ヲ繼續  
 セスシテ三箇月ヲ經過スレハ其訴訟ノ「ペランプション」  
 シテ「ペランプション」ハ訴訟權ヲ消滅セシムルニ非ス  
 シテ惟訴訟ヲ消滅セシムルノミナリ  
 (参照)訴訟ハ(訴)三九七、四〇一、控訴ハ(訴)四六九、闕席裁判  
 ハ(訴)一五六、四七〇、(商)六四三、治安裁判所ノ裁判ハ(訴)一  
 五、時効ハ(民)二二四七、

ペチシオンド、エレヂテ

繼嗣財産請願

11111  
 Pétition d'hérédité.



〔本義〕「ペ」チシオン「ハ」羅甸ノ「ペ」テレ「ヨ」リ出ツ「ペ」テレ「ハ」本  
 ト「向」テ行ク「ノ」意後チ轉シテ「願」フ「ノ」義ト爲ル今「ペ」チシ  
 オン「ハ」書付チ以テ威權アル者ニ願チ爲ス「ノ」意ニ用  
 ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「エ」レヂテ「ハ」繼嗣財産ナリ（ア）シツ「ノ」部一（口  
 音）「ド、エ」レヂテ「ハ」デレヂテ「ナ」リ

〔釋解〕相續物ノ渡方或ハ其分配チ目的トシタル訴チイ  
 フ○リトレ正統相續人又ハ財産全部チ取ルノ名義ア  
 ル受遺囑者ヨリ遺物ノ一部チ占領スル他人チ相手取  
 リ之チ放棄セシメン「ト」チ願フ「ノ」訴チイフ

〔參照〕（民）一三七、

珀ペ氏テイ多哇トア兒ル      秘ピー陀トア      噉ポア  
 根祇訴



〔本義〕雜句ノ「ペテレ」ヨリ出ツ「ペテレ」ハ「願フ」ノ義上文「ペ  
チシオン」ノ處ニ詳ナリ

〔釋解〕所有權ヲ確定セシムルヲ裁判所ニ願フヲ「チイフ」是  
レハ從來占有ヲ確定セシムルヲ願フ所ノ占有訴ニ對シ  
タル語ナリ○リトレ「ペチトアル」ハ所有ノ「ルウアン」ヂカ  
シオン（取戻ナリエルノ部四六）ノ訴チイフ蓋シ所有權  
ノ問題ニ立チ入ラスシテ單ニ實際ノ占有ヲ引戻シ又  
ハ之ヲ維持セシムルヲ求ムル「ポセソアル」ニ對スル語ナ  
リ

Action pétitoire.

### 根柢訴

アクシオン、ペチトアル

〔本義〕「アクション」ハ「訴權」ナリ（アノ部二九）



〔釋解〕リトレ現時他人ノ爲メニ占有セラル、物件ノ所有權ヲ要求スルノ訴チイフ

〔參照〕〔民〕二〇六一、〔訴〕二五以下、

比鶯ピヌカヅテイフ氏畠

頗獵ポアルエフ

嚶ポアフ

不動產質入

Pignoratif.

二五

〔本義〕羅甸ノ「ピグノス」ヨリ出ツ「ピグノス」ハ「質入」ノ義

〔釋解〕「ガジッ」(質ナリゼ)ノ部一トシテ入レ置ク物チイフ○

リトレ「ピヌカヅチ」ハ古昔ノ法律ノ語ニシテ「ピヌカヅチ

フ」トイヘハ不動產賣却ノ一種ニシテ負債主其不動產

チ以テ之チ其債主ニ賣リテ義務チ免ル而シテ其賣却

ニ別段ノ約定チナシテ期限チ豫定シ其期限ニ至ルマ

テ負債主ハ其不動產チ所持シ之ヨリ生スル所ノ利益



ヲ收メ借賃ノ名義ヲ以テ賣却ノ價及ヒ借金ノ利息ヲ  
拂フトキハ其不動産ヲ取戻シ得可シトスル契約ナリ  
○バシッレ古昔一ノ契約ニ付テ用井シ語ナリ其契約ノ  
目途ハ不動産ノ質入ヲ賣却ノ姿ニ爲シ而シテ後日ニ至  
リ其不動産ノ所有ヲ更ニ又債主ヨリ負債主ニ移スニ  
在リ其方法タルヤ債主此不動産ヲ得テ更ニ之ヲ負債  
主ニ貸渡シ負債主ノ拂フ可キ利子ノミノ高キ貸賃ト  
爲シテ受取り又日限ヲ定メ期日ニ至リ負債主ハ元金  
ヲ返還シテ其不動産ヲ買戻スヲ得可シト其賣買契  
約書中ニ定メ置クモノナリ即チ方今ノ買戻約束付ノ  
賣却ニ類似シタルモノナリ

プラカル

Placards.



公賣揭示

〔本義〕「プレケ」トイフ 働詞ノ變シタル名詞ニシテ「プレケ」ハ希臘ノ「プレキシ」ヨリ出ツ「プレキシ」ハ「板」ナリ今「プレケ」ハ「貼付ル」ノ義「プレカル」ハ「衆人ニ知ラセル爲メ人ノ群集スル場所へ出ス張札」ナリ因テ「糶賣ノ廣告」ノ義ニ用ユ

〔釋解〕公ケノ賣却ノ時廣告ニ用ユル揭示ナリ

〔參照〕拿住後ノ裁判執行ハ（訴六一七以下、不動産ハ（訴六九九、

プレドアリ

二七 Plaidoirie.

辯論

〔本義〕古語ノ「フレド」ア「エ」トイフ 働詞ヨリ出ツ「プレド」ア



エ「ハ」裁判所ニ訴へ裁判ヲ願フ「ノ義ナリ

〔釋解〕訟庭ニ於テ代言人ノ爲シタル「コンク  
リツジオン」(論  
結ナリセノ部六〇)ノ詳述チイフ

〔參照〕「オーヂアンス」(アノ部九三)及ヒ「ア  
ウ<sup>カ</sup>カ」(アノ部一〇  
一)參看

プレント

告訴

〔本義〕「プレンドル」トイフ働詞ノ現在分詞ノ名詞ト爲リ  
タルモノナリ「プレンドル」ハ羅甸ノ「プラ  
ンゼレ」ヨリ出  
ツ「プランゼレ」ハ「響」チ爲シテ打ツ「毆  
打スル」又タ「悲ミニ  
テ己レチ苦シメル」ノ義今「プレ  
ンドル」ハ「愁訴スル」ノ意  
ニ用ユ



〔釋解〕管轄ノ法官ニ重罪或ハ輕罪ヲ告クルトナリ○バ  
シツレ他人ヨリ受ケタル讒謗又ハ損害ヲ裁判所ニ告ク  
ル申立チイフ此申立ハ豫審判事又ハ檢事又ハ檢事ノ  
補員タル司法警察吏ニ爲スモノナリ  
〔參照〕〔治〕六三以下、

プリウ、ウアリウ

Plus-value.

増價

〔本義〕「プリウ」ト「ウアリウ」ト合成セシモノニテ「プリウ」ハ比較ノ語  
ニテ「彼」レヨリ多キノ義「ウアリウ」ハ「ウアロアル」トイフ働詞ノ  
過去分詞ニシテ「ウアロアル」ハ「物」ニ價アルノ義「ウアリウ」ハ「價  
アル物」ノ義

〔釋解〕此時ヨリ彼時迄ノ間ニ種々ノ事故ニ因テ物件ニ



生シタル價ノ増加チイフ

モアン、ウアリウ

Moins-value.

減價

〔本義〕「モアン」ハ比較ノ語ニシテ「彼レヨリ少キ」ノ意ナリ  
〔釋解〕「プリッウアリウ」ノ反對ニシテ價ノ減少チイフ  
〔參照〕〔民〕一六三三、

Point de fait.

ポアン、ド、フエ

事實ノ點

ポアン、ド、ドロア

Point de droit.

法律ノ點

〔本義〕「ポアン」ハ羅甸ノ「ボンゼレ」ヨリ出ツ「ボンゼレ」ハ「刺  
ス」ノ義故ニ「ポアン」ハ本ト「刺傷シタル痛」ニシテ即チ「針



尖ノ刺ス處「チイフ」「ド」ハ「ノ」ナリ「フエ」ハ「事實」「ドロア」ハ「法」ナ  
リ（デノ部六四）

〔釋解〕「ポアン、ド、フエ」ハ訴訟ト爲リタル事實ノ説明チイヒ  
「ポアン、ド、ドロア」ハ訴訟ノ審判ニ適用スル法律上ノ論  
題ノ説明チイフ

〔參照〕（訴）一四一、

ポリス

警察

Police

〔本義〕希臘ノ「ポリス」ヨリ出ツ「ポリス」ハ「市府」ナリ今「市府」  
ノ安寧ヲ保持スル「」ノ意ニ慣用ス  
〔釋解〕「ポリス」ハ安寧保持ノ義ナリ又特別ニ其安寧保持  
ノ爲ニ任セラレタル行政官ノ一部ヲモイフ



Police judiciaire.

ポリリス、ジウヂシエル

司法警察

オフィシエ、ド、ポリリス、ジウヂシエル

司法警察官吏

Officiers de police judiciaire.

〔本義〕「ジウヂシエル」ハ「裁判上」ノ義「オフィシエ」ハ「職員」ナリ

（オノ部二）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ポリリス、ジウヂシエル」ハ「司法警察」チイヒ「オフィシエ、ド、

ポリリス、ジウヂシエル」ハ「重罪輕罪又ハ違警罪」ノ探知及ヒ

告發ノ任ヲ受ケタル總ヘテノ官吏チイフ○バシツレ「ポ

リズ、ジウヂシエル」ノ目的トスル所ハ「法律ノ執行及ヒ法

律所定ノ刑ノ施行」ニ在リテ「治罪法ノ定規」ニ依リ「控訴

院ノ命」ニ從ヒ「重罪輕罪及ヒ違警罪」ヲ「搜查シ證據」ヲ取



纏メ犯者ヲ裁判所ニ引渡スヲ以テ其職トス又「オフィシ  
エ、ド、ポリス、ジッヂシエル」ハ檢事、豫審判事、治安裁判官、檢  
察官、邑長、副邑長、備警兵ノ士官、田野ノ看守人山林ノ看  
守人チイフ

Simple Police.

センプル、ポリス

違警罪裁判所

ポリス、コレクシオ子ル

懲治罪裁判所

Police correctionnelle.

〔本義〕違警罪ノ審判ハ「センプルポリス」ノ法官ニ屬シ輕  
罪ノ審判ハ「ポリス、コレクシオ子ル」ニ屬シ「センプル、ポ  
リス」ハ警察ノ規則ヲ犯シタル罪ヲ審理スル裁判所ヲ  
イヒ「ポリス、コレクシオ子ル」ハ通例違警罪ヨリ重キ罪



ニシテ未タ重罪裁判所ニテ審判スベキ程ノ重キニ至  
ラサル犯罪ヲ審理スル裁判所チイフ

ポリス、ド、アシウランス

Police d'assurance.

### 保険證書

〔本義〕「ポリス」ハ羅甸ノ「ポリシタシオ」ヨリ出ツ「ポリシタ  
シオ」ハ「約束」ナリ今「ポリス」ハ「契約」ト同義ニ用ユ「ド」ハ「ノ」  
ナリ「アシウランス」ハ「保險」ナリ（アノ部八七）（口音）「ド、アウラン  
ス」ハ「ダシウランス」ナリ

〔釋解〕保險契約ノ存在ヲ證スル書付ニシテ變事アリシ  
場合ニ於テ保險セラレタル人其「プリム」(保險料)ヲ受取  
ル時ニ用テ爲スモノナリ○リトレ海上保險ヲ頼ミシ  
人ヨリ保險ヲ爲シタル人ニ船舶歸着ノ時百ニ付幾何



ノ保險料ヲ拂フヘシト約シタル一ノ國ヨリ他ノ國ヘ  
ノ海上運送ノ保險契約チイフ其契約ハ必ス證書ニ認  
ムルモノトス

〔參照〕警察ノ法ハ(民)三、司法警察ハ(治)八以下、違警罪ハ(刑)  
一、四六四以下、時效ハ(治)六三九以下、特別ノ監察ハ(刑)一  
一、四四、四五、違警罪裁判所ハ(治)一三七以下、治安裁判所  
ハ(治)一三九以下、邑長ハ(治)一六六以下、控訴ハ(治)一七二  
以下、管轄ハ(治)一七四以下、一七九以下、一九九以下、大審  
院上告ハ(治)二一六、四〇七以下、懲治裁判所ハ(治)六〇〇  
以下、五二六、五二七、五四二、(刑)四七一、

Portion disponible

波兒孫 ポルション 地士波尼匐立 デイスポニブル 陀弩 ドーナ 哞 プオン 嘔 ツ  
處置スルヲ得ヘキ部分



〔本義〕「ポルシオン」ハ「部分」ナリ「ヂスポニブル」ハ「ヂスポゼ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニシテ「ヂスポゼ」ハ「物ヲ隨意ニ處置スル」ノ義ナリ

〔釋解〕「レゼルウ、レガル」(法律上存留ナリエルノ部三六)ヲ以テ制限シタル外自由ニ爲シ得ヘキ財産ノ部分ヲイフ○リトレ無報ノ名義ニテ隨意ニ處置スルヲ得ル財産ヲイフ

Portion virile.

ポルシオン、ウイリル  
相續人各自ノ部分

〔本義〕「ウイリル」ハ本「男子」ヲイフ今「相續人」ノ「」ニ用ユ  
〔釋解〕同一ノ名義ヲ以テ同一ノ相續ヲナス相續人ノ各自ニ屬スル部分ヲイフ○リトレ此語ハ遺物相續ノ分



前トイフト同シ之ヲ詳言スレハ一ノ相續中ニテ相續  
人各自ノ部分タルモノヲイフ然レ其相續ハ必スシモ  
平等ニ分ツモノニ非ス

〔参照〕所置スルヲ得ヘキ部分ハ(民)九一三以下、一〇九四、  
一〇九五、一〇九八、相續人各自ノ部分ハ(民)八七三、

ポセシオン

Possession.

占有

〔本義〕「ポセデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ポセデ」  
ハ羅甸ノ「ポシデレ」ヨリ出ツ「ポシデレ」ハ「ポスト」セデレ」  
ト合成セシモノニテ「ポス」ハ前詞ナリ「セデレ」ハ「工合ヒ  
好クアル」ノ義「ポシデレ」ハ即チ物ノ上ニ坐シテ居ル」ノ  
意



〔解解〕所有者タルノ名義又ハ他ノ名義ニテ物ヲ占領ス  
ルコトナリ○ハシツレ自ラ物件ヲ有シ若クハ其權利ヲ行  
ヒ又ハ名代人ヲシテ物件ヲ有セシメ若クハ權利ヲ行  
ハシメ其物件又ハ權利ヲ己レニ保持スルコトナリ是レ  
民法第二千二百二十八條ノ義解ナリ

Possession paisible.

ポセシオン、ペジブル

### 安穩乃占有

〔本義〕「ペジブル」ハ「安全ナル」ノ義

〔釋解〕「按」暴行ヲ以テ得タルコト非ス又暴行ヲ以テ保チタ  
ルニ非サル占有ヲイフ（ムーロンニ據ル）

ポセシオン、ピウブリク

Possession publique.

### 公然乃占有



〔本義〕「ピツブリク」ハ「公然ナル」ノ義

〔釋解〕ムーロン占有ノ有無ヲ知ルニ付キ關係アル人ノ實際之ヲ知ルト知テサルトヲ問ハス其人ニ隱サスシテ爲シタル占有ヲ「ポセシオン、ピツブリク」トイフ

Possession non interrompue.

### 不斷ノ占有

ポセシオン、ノン、エンテロンピウ

〔本義〕「ノン」ハ「不」ナリ「エンテロンピウ」ハ「斷絶セラレタル」ノ

義「ノン、エンテロンピウ」ハ即チ打チ斷タレザル」ノ意ナリ

〔釋解〕「按」占有ノ「エンテロンピウ」(斷絶ノ義)ヲ分テ二

トス曰ク自然ノ斷絶曰ク民法上ノ斷絶自然ノ斷絶ハ占有者自ラ好テ其占有ヲ抛棄シタルキ、若シクハ占有者他人ノ所爲ニ由リ一年以上其占有ヲ失ヒタルトキ



ニ在リトス民法上ノ斷絶ハ裁判所呼出、要決書拿住、勸  
解呼出、占有者ヨリ其所有者ノ權利ヲ認ルコトニ在リト  
ス此ノ自然斷絶民法上斷絶ノナキ占有ヲ「ポセシオン、  
ノン、エンテロンピットイフ（ムーロンニ據ル）」

ポセシオン、プレケル

Possession précaire.

依囑ヲ占有

〔本義〕本部四一「フレケル」ノ所ニ見ユ

〔釋解〕同上

ポセシオン、ド、ボンヌ、フォア

Possession de bonne foi.

善意ノ占有

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ボンヌ、フォア」ハ「善意」ナリ（ベノ部二一）

〔釋解〕「按」占有ノ原因ニ瑕瑾アルヲ知ラスシテ爲ス所ノ



占有ナリ

Possession de mauvaise foi.

ポセシオン、ド、モーウエズ、フオア

悪意ノ占有

〔本義〕「モーウエズ」ハ「悪キ」ノ義「フオア」ハ「意」ナリ

〔釋解〕「按」占有ノ原因ニ瑕瑾アルコトヲ知リテ爲ス所ノ占有ナリ

アンウオア、アン、ポセシオン

Envoi en possession.

占有ノ准許

〔本義〕「アンウオア」ハ「送ル」コトノ義「アン」ハ「ニ」ナリ

〔釋解〕物件ヲ渡スコトナリ○リトレ正當相續人、失踪者ト申渡シタル人ノ相續人、例外相續人、私生ノ子、匹偶者及ヒ政府、等ニ或ル占有ヲ許ス裁判上ノ所爲ヲイフ



Possession d'etat.

ポセシオン、ド、エタ

身分ノ占有

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エタ」ハ「身分」ナリ（エノ部二七）（口音）ド、エ  
タ「ハ」デ「タ」ナリ

〔釋解〕或ル一人ト其親屬トノ間ニ親タリ子タルノ關係  
ヲ表シ且ツ其「エタ、シウイル」ヲ證スルニ足ルノ性質ヲ有  
スル事實ノ集合チイフ

〔參照〕（民）二二八以下、時効ノ斷絶ハ（民）二二三六以下、占  
有准許ハ（民）一二〇、八一七、七二四、一〇〇八、一〇一四ヨ  
リ一〇一六マテ、一〇一八、身分ノ占有ハ（民）三一九ヨリ  
三二〇マテ、一九五ヨリ、一九七マテ、懇求ノ占有ハ（民）二  
二三六、二二三九、



Possessoire.

ポセソアル

占有

〔本義〕「ポセション」ノ形容詞ニシテ「占有」ノ意(本部三三「ポセション」ノ所ニ見ユ)

〔釋解〕同上

アクション、ポセソアル

Action possessoire.

占有訴權

〔本義〕「アクション」ハ「訴權」ナリ(アノ部二九)

〔釋解〕「アクション、ポセソアル」及ヒ「アクション、アン、コンプレント」(保守ナリセノ部五四)ハ土地又ハ不動産ニ屬スル權利ノ占有ヲ目的ト爲シタル訴ヲイフ此訴ノ主トスル所ハ安穩、公ケ、不斷ニシテ而シテ借人ノ名義ニ



アラサル要件ヲ具ヘ且ツ暴行ナクシテ毎年占有ヲ保  
 ツニ在リ○リトレ占有ヲ擾害サレ又ハ奪掠サレタル  
 者ヨリ其占有ノ保全又ハ取戻シヲ請フ訴ヲイフ○バ  
 シツレ他人ノ爲メニ犯サレ安穩ニ保ツ能ハサル土地又  
 ハ不動産ニ關スル物權ノ占有ノ取戻シヲ目的トスル  
 人權上ノ訴ナリ他人ニ奪取ラレタル場合ニテハ「アク  
 シオン、レエンテグラント」トイフ（復舊ナリエルノ部ニ  
 二）他人ノ爲メニ犯サレテ安穩ニ保ツ能ハサル場合ニ  
 テハ「アクシオン、アン、コンプレント」トイフ

ポスチウム

遺腹子

〔参照〕(民)一二四八、二〇六〇ノ二項、(訴)三ノ二項、二三以下、



〔本義〕羅甸ノ「ポスチツモス」ヨリ出ツ「ポスチツモス」ハ「物ノ後」ノ義ナリ

〔釋解〕父ノ死後ニ生レタル子チイフ此場合ニ於テ懷妊ノ間ハ其母チ「キツラツール、オー、ウアントルト」トナス

ポスチウラシオン

Postulation.

代訴

〔本義〕「ポスチツレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ポスチツレ」ハ羅甸ノ「ポセ」ヨリ出ツ「ポセ」ハ「願フ」ノ義「ポスチツレ」ハ「訴訟ノ手續ヲ以テ願フ」ノ意ナリ

〔釋解〕代訟人ノ職務ヲ行フ「チイヒ」他人其職務ヲ犯ス「チモイフ」裁判所ニ於テ「ポスチウラシオン」ヲ爲ス「ハ」代訟人外ノ人ニハ之ヲ禁ス○「バシツレ」裁判所ニ出テ訴



Potestative.

訟人ニ代リ行フ所爲チイフ「ポスタチッタシオン」ノ權ヲ行  
 フハ獨リ代訟人ニ限ル此權ヲ犯スモノハ罰金ヲ科シ  
 訴訟ニ付キ其人ノ得タル物ヲ沒收シテ之ヲ代訟局ニ  
 納メ又之カ爲メニ損害ヲ被リタル者ニ對シテ賠償ノ  
 責ヲ負ハシム

ポテスタチウ

任意

〔本義〕セノ部六三「コンヂシオン」ノ處ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕(民)九四四、一〇八六、一一七〇、一一七四、

プー ル シ ヱ イ ト

起訴

Poursuites.



〔本義〕「フールシツイウル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ  
 「プールシツイウル」ハ「プール」ト「シツイウル」ト合成セシモノ  
 ニテ「プール」ハ「向ヒテ」ノ義「シツイウル」ハ「從ヒ續ク」ノ義「プ  
 ールシツイウル」ハ「人ヲ追掛ル」ノ義「プールシツイト」ハ「追ヒ  
 カケル」トニシテ今マ義務アル者ヲ追ヒカケテ請求ス  
 ルノ意ニ用ユ

〔釋解〕總テ「エクゼキツシオン」(執行ナリエノ部三四)ノ所爲  
 ナイフ又總テ執行ヲ願フノ所爲ナイフ○リトレ辨濟  
 チ得ンヲチ欲シ又損害ノ賠償ヲ要セント欲シ若クハ  
 犯罪ノ懲罰アラシムヲチ欲シテ訴ヲ爲スヲチイフ

プールシツイウアン

起訴人

Poursuivant.



〔本義〕「プー ル シ ヲ イ ウ ル」ト イ フ 働 詞 ノ 現 在 分 詞 ノ 名 詞 ト  
爲 リ タ ル モ ノ ニ テ 「訴 訟」ヲ 爲 ス ノ 義

〔釋 解〕「フー ル シ ヲ イ ト」ヲ 行 フ 人 ヲ イ ヒ 又 特 別 ニ 「セ シ」(拿 住  
ナ リ エ ス ノ 部 一) ヲ 行 フ 人 ヲ イ フ

プー ル ウ オ ア

上 告

〔本 義〕「プー ル ウ オ ア ル」ト イ フ 働 詞 ノ 變 シ タ ル 名 詞 ニ シ テ  
「プー ル ウ オ ア ル」ハ 羅 甸 ノ 「プ ロ ウ イ デ レ」ヨ リ 出 ツ 「プ ロ ウ イ デ  
レ」ハ 「プ ロ ト」ウ イ デ レ ト 合 成 セ シ モ ノ ニ テ 「プ ロ」ハ 「爲 メ ニ」  
ノ 義 「ウ イ デ レ」ハ 「看 ル」ノ 義 「プー ル ウ オ ア ル」ハ 「物」ニ 順 序 ヲ 立  
テ 又 「必 要」ノ モ ノ ヲ 備 へ 又 「闕」ヲ 補 フ ノ 義 ナリ  
〔釋 解〕裁 判 ニ 對 シ テ 爲 ス 「ル ク」(上 訴 ナリ エ ル ノ 部 一



六〇リトレ法律ニ違反ノ件アルヲ以テ司法裁判所ノ  
裁判或ハ行政裁判所ノ裁判及ヒ其他ノ行政官ノ決定  
ヲ破毀スルタメ大審院又ハ參議院ニ申出ル訴訟ノ名  
ナリ

Pourvoi en cassation.

プー ルウオア、アン、カサシオン

破毀上告

〔本義〕「アン」ハ「ニ」ナリ「カサシオン」ハ破毀ナリ（セノ部一二）

〔釋解〕「按」大審院ニ出テ裁判ノ破毀ヲ求ムルヲナリ

〔參照〕上告ハ（治）一七七、三七一、四一六以下、五二〇、

プレアラブル

Préalable.

豫先

〔本義〕「プレ」ト「アレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ「前」ニナリ



「アレ」ハ「行ク」ノ義ナリ

〔釋解〕他ノ事ノ前ニ爲ス可キヲナリ○リトレ他ノ事ニ  
移ル前ニ先ツ言ヒ又ハ爲シ又ハ調ブ可キヲナイフ

フォームマリテ、プレアラブル

Formalités préalables.

豫先ヲ法式

〔本義〕「フォームマリテ」ハ「法式」ナリ

〔釋解〕「按」裁判上又ハ行政上ノ處分ニ付キ先ツ行フヘキ

法式  
チイフ

不<sup>プレケール</sup>咧開兒

噤<sup>ペー</sup>

四一  
Précaire.

依囑<sup>レ</sup>乃

〔本義〕羅甸ノ「プレカリッス」ヨリ出ツ「プレカリッス」ハ「プレキ  
ス」ヨリ出ツ「プレキス」ハ「祈願スルノ義」「プレカリッス」ハ「願



ニ由テ得ルノ義ナリ

〔釋解〕期限アルモノ、意ナリ○リトレ人ノ許諾或ハ恩惠ニ由ルニ非サレハ行フ能ハサルヲニテ常ニ他ニ從屬スルヲナリ

Possession précaire.

撥士ポセシオン悅旬プレケール 不咧開兒ペオン  
依囑ペイ乃占有

〔本義〕「ポセシオン」ハ占有ナリ(本部三三)

〔釋解〕所有權ノ占有ヨリ全ク離レタル占有チイフ例ハ收實者、小作人、及ヒ附託ヲ受ケタル人ノ如キハ皆「フレケル」ノ占有ヲ爲スモノナリ○リトレ所有者トシテ占有スルニ非スシテ只使用ノタメニ借ルカ或ハ貸借リニテ物件ヲ占有スルヲナリ



〔参照〕(民)二二三六、二二三九、

プレシピウ

四二一  
Précipt.

### 先取

〔本義〕羅甸ノ「プリウシピウオム」ヨリ出ツ「プリウシピウオム」ハ「プリウ」ト「カペレ」ト合成セシモノニテ「プリウ」ハ「先」ニ「カペレ」ハ「取ル」ノ義

〔釋解〕分配前ニ取ルコトナリ即チ全額ノ内ヨリ其一部分ヲ先取スルコトナリ夫婦財産共有ニ就テハ法律上ノ「プレシピウ」アリ又契約上ノ「プレシピウ」アリ遺物相續ニ就テハ「プレシピウ」中ニアリテ分配分ノ外タル贈遺アルコトアリ○「バシウレ」全額ノ内ヨリ或ル部分ヲ先キニ取り去ルコトナリ例ヘハ死者ノ相續人中ノ一人其死者ヨリ得



タル遺囑ノ箇條ヲ以テ相續ノ内ヨリ法律ニテ附與ス  
ル所ノ部分ノ外ニ一部分ヲ取り去ルヲ得ル是レナ  
リ然レ此「プレシピッ」ハ死者隨意ニ處分シ得ヘキ高チ超  
ルヲ得ズ

〔參照〕相續人ノ受ケタル贈遺ハ(民)九一九、夫婦財産共用  
ハ(民)一四九七、ノ六項、一五一五以下、

プレシウヂシエル

四二  
Préjudiciel.

豫斷

〔本義〕羅甸ノ「プレシウヂシオム」ヨリ出ツ「プレシウヂシオム」  
ハ「プレ」ト「シウヂカレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ前詞ナ  
リ「シウヂカレ」ハ「裁判スル」ノ義「プレシウヂシオム」ハ「前ノ裁  
判」ノ義ナリ



〔釋解〕他ノ處分ヲ爲サ、ルノ前ニ審判スヘキコナリ

Questions préjudicielles.

ケスシオン、プレジウヂシエル

豫斷事件

Exceptions préjudicielles.

エクセプシオン、プレジウヂシエル

豫斷申立

〔本義〕「ケスシオン」ハ「事件」ナリ「エクセプシオン」ハ「例外」ナ

リ（エノ部三一）

〔釋解〕リトレ「ケスシオン、プレジウヂシエル」ハ主タル争訟

ノ件ヲ審判スル前ニ先ツ裁判スヘキ事件ヲイフ○「按」

「エクセプシオン、プレジウヂシエル」ハ訴訟ニ於テ原告ヨ

リ訴へ出タル本案ニ對シ被告人ヨリ己レノ防禦トシ

テ本案外ノ事ヲ申立ツルコアリテ先ツ其申立ヲ審判



スヘキトキハ其申立テチ「エウセプシオン、プレジウギシ  
エル」トイフ

プレジウゼ

四四  
Préjugé.

豫先判決

〔本義〕「プレ」ト「ジウゼ」ト合成セシモノノコテ「プレ」ハ前詞ナリ

「ジウゼ」ハ「判決シタル」ノ義ナリ

〔釋解〕訴訟本案ノ判決ヲ爲サシタメニ取掛リタル吟味

ノ前ニ爲シタル判決チイフ

プレメヂタシオン

四五  
Préméditation.

豫謀

〔本義〕羅甸ノ「プレメヂタリ」ヨリ出ツ「プレメヂタリ」ハ「プ

レ」ト「メヂタリ」ト合成セシモノノコテ「プレ」ハ「前ヨリ」ノ義



Préparatoire.

「メヂタリ」ハ「謀ル」ノ義ナリ

〔釋解〕前以テ巧ミタル企チイフ○リトレ法律語ニテハ  
罪ヲ犯ス前ニ考思シテ爲シタル企チイフ

〔参照〕(刑)二九六、二九七、

プレパラトアル

豫爲<sup>レ</sup>乃

本案外豫審<sup>レ</sup>乃

〔本義〕羅甸ノ「プレパラレ」ヨリ出ツ「プレパラレ」バ「プレ」ト  
「パラレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ「前」ニ「ノ義」  
「パラレ」ハ  
處置スル<sup>レ</sup>ノ義ナリ

〔釋解〕リトレ前以テ用意スル<sup>レ</sup>ナリ(「シ」ノ部六「シウシウマン」  
ノ處參看)



〔参照〕治安裁判所ハ(訴)三一民事裁判所ハ(訴)四五、四五

二、

不<sup>プレ</sup>咧<sup>スクリ</sup>士<sup>ク</sup>克<sup>リ</sup>哩<sup>ベレ</sup>不<sup>レ</sup>孫<sup>ト</sup> <sup>ジョ</sup> <sup>オン</sup> <sup>ペ</sup>剖<sup>ザ</sup>崙<sup>ル</sup> <sup>オン</sup> <sup>プ</sup>嗜<sup>オ</sup>

時効

Prescription.

四七

〔本義〕羅甸ノ「プレスクリベレ」ヨリ出ツ「プレスクリベレ」ハ「プレ」ト「スクリベレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ「前」ニ「ノ」義「スクリベレ」ハ「記ルス」ノ義ナリ此二義ニ依ルキハ今佛國ノ法律ニ用ヰル所ノ年月ノ經過ニ由テ所有權ヲ得又義務ヲ免ル、ノ法方タルノ意ヲ含ム「ナシ」然レ古ヘ羅馬訴訟ノ法式ニ一ノ訴訟事件アル時ハ「プレツール」(上等裁判官ノ名)ヨリ「シツシツ」(下等裁判官ノ名)ニ其事件ヲ裁判スルノ權ヲ制限スル爲メ渡ス書付ノ



首メニ物件取戻シノ場合ニハ久シキ時間占有セサル  
モノ、ミ審判スヘシト記載スルヲ例トセリ之ヨリシ  
テ今佛國ノ法律ニ用ヰル所ノ意トナレリ○ボアソナド  
氏云ク「プレスクリプシオン」ハ「エフエ、ヂツ、タン」ト譯スヘシ  
「エフエ」ハ「效」ナリ「ヂツ」ハ「ノ」ナリ「タン」ハ「時」ナリ  
〔釋解〕年時ノ經過ニ由リ法律ヲ以テ定メタル條件ニ循  
ヒ物ヲ得或ハ責ヲ免ル、ノ一方法ナリ

Prescription annale.

プレスクリプシオン、アンナル  
一年ヲ時効

Prescription biennale.

プレスクリプシオン、ビアンナル  
二年ヲ時効

〔本義〕「アンナル」ハ「一箇年」ノ義「ビアンナル」ハ「二箇年」



ノ義ナリ

〔釋解〕「按」プレスクリプシオン、アソナルハ一年ニテ完全スル「プレスクリプシオン」チイフ又「プレスクリプシオン」、ビアソナルハ二箇年間ニテ完全スル「プレスクリプシオン」チイフ

〔參照〕第一、民法ニ付概則ハ(民)二二一九以下、占有ハ(民)二二二八以下、期限ノ計算ハ(民)二二六〇以下、三十年ノ時効ハ(民)二二六二以下、十年二十年ノ時効ハ(民)二二六四以下、十年以下ノ時効ハ(民)二二七一以下、勸解ハ(訴)五七、支配地ハ(訴)五四一、五六〇、贈遺ハ(民)九六六、嫁資ハ(民)一五六〇、一五六一、通路ナキ土地ハ(民)六八五、詐偽吟味ハ(訴)二三九、目錄相續人ハ(民)八〇九、書入及ヒ特權ハ(民)二



一八〇ノ四項、幼年者ハ(民)四七五、義務ハ(民)一二三四、分配ハ(民)八八六、所有權ハ(民)七一二、身分ノ訴ハ(民)三二八、取消ハ(民)一三〇四、財産ノ分離ハ(民)八八〇、土地ノ義務ノ設置ハ(民)六九〇、六九一、土地ノ義務ノ消滅ハ(民)七〇六以下、民事ノ會社ハ(民)一八五四、連帶義務ハ(民)一一九九、一二〇六、一二一二、水源ハ(民)六四一、六四二、遺物相續ハ(民)七八九、七九〇、入額所得、使用、借屋ハ(民)六一七、六一七、賣却ハ(民)一六二二、買戻ハ(民)一六六〇、一六六二、一六六五、賣約取消ハ(民)一六七六、第二、商法ニ付海商ハ(商)四三〇以下、仲買人ハ(商)一〇八、商賣手形ハ(商)一五五、一八九、商業會社ハ(商)六四、第三、刑法ニ付テハ(刑)三二(治)二、六三五以下、



Présumptif.

プレゾンプケフ  
推測<sup>フ</sup>

エリチエ、プレゾンプケフ  
推測<sup>フ</sup>繼嗣

Héritier présumptif.

〔本義〕羅甸ノ「プレジツメレ」ヨリ出ツ「プレジツメレ」ハ「プレ」ト  
 「ジツメレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ「前」ニナリ「ジツメレ」ハ  
 「取ル」ノ義今「プレゾンプケフ」ハ「推シ測ル」ノ意ニ用ユ「エ  
 リチエ」ハ「繼嗣」ナリ（アジツノ部二）

〔釋解〕「エリチエ、プレゾンプケフ」ハ遺物相續ヲ受取ヘキ  
 人ト推測セラレタル繼嗣チイフ

〔參照〕失踪ハ（民）一一〇、一一一以下、拒辭ハ（訴）三七八ノ七  
 項、



Présomption.

プレズンプション

推測

〔本義〕「プレズンプチフト」同シ

〔釋解〕法律上ニ定ムル所ニ依リ又ハ法官ノ判斷ニ依リ  
既ニ知タル事ヨリ知ラサル事ニ推シ及ホシテ測カル  
「チイフ

プレズンプション、レガル

Présomptions légales.

法律ヲ推測

〔本義〕「レガル」ハ「法律」ノ義

〔釋解〕民法第千三百五十條ニ云或ル證書又ハ或ル事柄  
ニ就キ別段ニ法律ニテ設ケタル推測チイフ

プレズンプション、ド、フェ

Présomption de fait.



### 事實ノ推測

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「フエ」ハ「事實」ナリ

〔釋解〕按民法第千三百五十三條ニ云ク法律上ニ定メサル推測ハ裁判官ノ知識ト思慮トニ因リ爲スモノナリ但シ裁判官ハ重要ニシテ且ツ詳明符合シタル推測ニ非サレハ之ヲ爲ス可カラズ此推測ヲ「プレグン」プシオン、ド、フエトイフ

〔參照〕(民)一三一六、一三四九、法律上推測ハ(民)一三五〇以下、事實上推測ハ(民)一三五三、

プレー

貸附

五〇 Prêt.

〔本義〕「フ」レ「ー」テ「トイフ」働詞ノ變シタル名詞ニテ「プレー」テ



ハ羅甸ノ「プレス」タレヨリ出ツ「プレス」ハ「プレ」ト「ス  
タレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ「前」ノ義「スタレ」ハ「立  
テ置ク」ノ義「プレス」タレハ即チ「供スル」ノ意ナリ  
〔釋解〕一人ヨリ他人へ返還ノ義務ヲ負ハシメテ物件ヲ  
渡ス契約ヲイフ○リトレ金銭又ハ他ノ物件ヲ貸スナ  
ナリ

プレード、コンソマシオン

消費物、貸附

Prêt de consommation.

〔本義〕セノ部七四ニ見ユ

〔釋解〕同上

プレー、ア、ユザシウ

使用、貸附

Prêt à usage.



〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「ユ」ザ「シ」ハ「使用」ナリ（ユノ部四）

〔釋解〕貸主ヨリ借主ノ使用ノタメ物件ヲ貸渡シ借主之ヲ用ヒタル後チ貸主ニ還スヘキ契約チイフ此貸借ハ必ス恩惠ニシテ無報ノモノナリ又之ヲ「コン」モ「ダ」トイフ（無貸貸ナリセノ部四五）

プレー、ア、エンテレー

Prêt à intérêt.

利付ノ貸附

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「エン」テ「レー」ハ利息ナリ（イノ部二二）  
〔釋解〕リト「レ」負債主ヨリ利息チ拂フヘキ約條チ以テ爲シタル貸附チイフ

プレー、シウル、ガシウ

Prêt sur gage.

質取り貸附



〔本義〕「シッル」ハ「上ニ」ナリ「ガジツ」ハ「質入」ナリ（ゼノ部一）

〔釋解〕「バシッレ」ナシ「マシ」ハ「質入」ナリエヌノ部二又ハ貸高ヨリ高價ナル物件ヲ抵當トシテ爲ス所ノ貸附チイ  
フ

Prêt à grosse aventure.

行險貸附典船貸附

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「グロス」ハ「約條」ナリ「アウアン」チッル」ハ「僥倖」ノ義（ゼノ部一二參看）

〔釋解〕海上商事ノ契約ニシテ其性質ハ委運ノモノナリ即チ貸主危険ヲ保シ船ヲ引當トシテ貸スコトナリ○バシッレ「プレー、ア、ラ、グロス」(「フレー、ア、ラ、グロス」トイヘハ自ラ「アウアン」チッル」ノ意ヲ包含スルモノナリ)ハ「フォル」チツン、ド、



メル(海上變災ナリエフノ部二二)ヲ受クルモ知ル可カラサル物件ノ引當ニテ爲ス貸附ナリ此貸附ニハ一條件アリテ其物件幸ニシテ到着スレハ貸主ハ貸金ノ外ニ利益ノ名義コテ若干ノ金ヲ得若シ變事アルトキハ貸主ハ現存スル物件ノ價ノ外一物ヲモ要求スルヲ得ズ

(參照)(民)一八七四以下、一八八〇以下、一八八八以下、一八九二、一八九八、一九〇二以下、利付貸借ハ(民)一九〇五以下、質入貸借ハ(刑)四一一、危險抵當貸借ハ(商)三一一以下、三四七、(民)一九六四、(商)四三二、一九一ノ九項、一九二ノ七項、

Preuve.

プルーウ



證據

〔本義〕羅甸ノ「プロウ」ヨリ出ツ「プロウ」ハ割符ノ一方ニシテ賣方ノ手ニ存スルモノナリ

〔釋解〕總テ事柄又ハ契約ノ眞實ナルヲチ確定スルモノヲイフ

Preuve litterale.

プルーウ、リテラル

書證

プルーウ、テスチモニアル

Preuve testimoniale.

人證

〔本義〕「リテラル」ハ「記載」ノ「義」テスチモニアル「ハ」證憑ノ「義」ナリ

〔釋解〕ムーロン「プールウ、リテラル」ハ書附ニテ爲シタル證



據チイフ○リトレ「ブル」ウ、テスチモニアルハ證人ヲ  
以テ爲ス證據チイフ

〔參照〕(民)一三一七以下、

プレウアリカシオン

五二 Prévatication.

私曲

〔本義〕「プレウアリケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「プレウアリケ」ハ羅甸ノ「プレウアリカレ」ヨリ出ツ「プレウアリカレ」ハ「プレ」ト「ウアリカレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ前詞ナリ「ウアリカレ」ハ「膝」ヲ折ルノ義「プレウアリカレ」ハ「直線」ヨリ離ル、ノ意ナリ

〔釋解〕害スル意アリテ公ケノ官吏其職務上ニ盡スヘキ本分ヲ盡サスシテ枉ケテ事ヲ行フチイフ



Prévention.

〔参照〕(民)二一〇二ノ七項、

不<sup>プレヴァンシオン</sup>咧<sup>ヴァンシオン</sup>挽<sup>ヴァンシオン</sup>孫

拜<sup>パヨン</sup>云

畔<sup>パゴン</sup>

求刑

〔本義〕羅甸ノ「プレウニレ」ヨリ出ツ「プレウニレ」ハ「プレト  
 「ウニレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ前詞ナリ「ウニレ」ハ  
 「來ル」ノ義「プレウニレ」ハ「預防スル」ノ意ナリ  
 〔釋解〕一般ノ意味ニテハ「アキツザシオン」(公訴ナリアノ部  
 一九)アリテ未ダ判決ヲ受ケザル前ノ被告者ノ身分ヲ  
 イフ○<sup>バシツレ</sup>輕罪ニ付テハ判事會議局ヨリ輕罪裁判  
 所ニ送付セラレタル罪犯ノ有様又ハ重罪ニ付テハ重  
 罪取調局へ送付セラレタル罪犯ノ有様ヲイフ此時ヨ  
 リ罪犯ヲ「プレウニレ」トイフ



Prévenue.

プレウニウ

被求刑者

〔本義〕「プレウニルトイフ働詞ノ過去分詞ニシテ「プレウニル」ハ「預防スル」ノ義今「プレウニウ」ハ「預防セラレタル人」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕「プレウニウ」ノ位置ニアル人チイフ（アノ部一  
九「アキツザシオン」參看）○センボ子「豫審裁判官ヨリ裁判所ニ送付セラレタル人」ナリ

〔參照〕被求刑者ハ（治）二一七、二二三、

五四

Prise à partie.

不<sup>プリズ</sup>哩吐<sup>ア</sup>亞<sup>パ</sup>叭兒<sup>ル</sup>的<sup>テイ</sup> 嚙<sup>ピツ</sup>亞<sup>ア</sup> 潑<sup>パツ</sup>

裁判官ヲ訴ル事

〔本義〕「プリズ」ハ「取ル」ノ義「ア」ハ「ニ」ナリ「パル」チ「ハ」本人」ナ



〔本義〕「取ル」ノ義「ア」ハ「ニ」ナリ「バ」ル「チ」ハ「本人」ナ

リ(本部一四)

〔釋解〕裁判官ノ「プレウアリカシオン」(私曲ナリ本部五二)ヲ  
訴ントスル人ノタメニ設ケタル上訴ナリ○リトレ法  
律ニ豫定シタル場合ニ於テ訴訟人ヨリ其掛リ裁判官  
ヲ相手取り上訴スルコナリ

〔參照〕(訴)四九ノ七項、八三ノ五項、五〇五以下、(治)七七、一一  
二、一六四、二七一、三七〇、四九四、

プリウイレジウ

五五

Privilege.

特權

〔本義〕羅甸ノ「プリウイレジオム」ヨリ出ツ「プリウイレジオム」  
ハ「プリウツスト」ト「レクス」ト合成セシモノニテ「プリウツス」ハ  
「私」ノ意ナリ「レクス」ハ「法」ナリ「プリウイレジオム」ハ本ト

ペノ部

八三二



「一個人ノ事ニ付キ設ケタル例外ノ法律」トイフ義ナリ  
 シガ後チ轉シテ「特權」又ハ「惠ミ」ノ義ト爲レリ  
 「釋解」人權ノ品位ニ由リ一人ノ權利者他ノ總テノ權利  
 者ヲ排除シ先取ヲ爲スノ權利チイフ  
 「參照」(民)二〇九二以下、二〇九五以下、動産ハ二一〇〇以  
 下、不動産ハ(民)一二〇三以下、動産及ヒ不動産ハ(民)二一  
 〇四以下、保存ハ(民)二一〇六以下、登記ハ(民)二一一四以  
 下、他人ノ物ヲ占有スル者ハ(民)二一六六以下、消滅ハ(民)  
 二一八〇、除去ハ(民)二一八一以下、保證ハ(民)二〇三七、刑事  
 ハ(治)一二一、人權讓渡ハ(民)一六九二、仲買人ハ(商)九三以  
 下義務更換ハ(民)一二九九、分配ハ(訴)六六一以下、嫁資分  
 轄ハ(民)一五七二、分散ハ(商)四四五、四四八、五五二以下、船



Prix.

舶ハ(商)一九〇、更改ハ(民)一二七八、不動産拿住ハ(訴)七一  
四、代權ハ(民)一二五一、財産攝代ハ(民)一〇六九、

プリ

價直

〔本義〕羅甸ノ「プレシオム」ヨリ出ツ「プレシオム」ハ本ト「賣  
買」ノ義今「物ヲ賣買スルニ付其物ニ定マリタル價」チイ  
フ

〔釋解〕物ノ價チイフ

プリ、フェ

Prix fait.

請負

〔本義〕「フェ」ハ「爲シタル」ノ義

〔釋解〕センボ子定リタル價ニテ工作等ノ起作ニ付爲シ



タル約束ヲ「マールセ」又「プリ、フェ」トイフ

〔参照〕(民)一五八三、請負ハ(民)一七一、一七八七以下、

プロセヂウル

五七

Procédure.

手續

〔本義〕「プロセデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「プロセ  
 デ」ハ羅甸ノ「プロセデレ」ヨリ出ツ「プロセデレ」ハ「プロ」ト  
 「セデレ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ前詞ナリ「セデレ」ハ  
 「行ク」ノ義「プロセデレ」ハ「事務ヲ取扱フ」ノ意ナリ  
 〔釋解〕裁判所ニ於テ吟味ヲ爲ス時ニ遵守スヘキ規則ヲイ  
 フ〇「センボ子訟求シ、防禦シ、吟味シ、裁判シ、上訴スルニ  
 當リテ遵フ可キ式例ナリ要スルコ「プロセヂウル」ハ争訟  
 ノ主意即チ「フォン」基礎ナリ(エフ)ノ部一一ニ對シテイフ



主 意 民 チ フ ィ ン 基 礎 ナ リ (エ フ ノ 部 一 二) ニ 對 シ テ イ フ

語 ナリ

〔参照〕概則ハ(訴)一〇二九以下、

プロセ

争訟

五八

Procès.

〔本義〕羅甸ノ「プロセシッス」ヨリ出ツ「プロセシッス」ハ「前ニ進

ム」又「進歩」ノ義今「裁判所ニテ吟味ニ進ム」ノ意味ヨリシ

テ「訴訟」ノ義ニ用ユ

〔釋解〕裁判所ニテ爲ス争訟チイフ〇リトレ二人以上數

人ノ間ニ相協ハサルヲアリテ裁判官ノ面前ニテ爲ス

ノ争辯チイフ

プロセ、ウエルバル

調書

五九

Procès verbal.

ペノ部

八三五



〔本義〕「プロセ」ハ「争訟」ナリ「ウエルバル」ハ「口演スル」ナリ昔ハ文盲ナル者ハ裁判官ノ前ニテ口上ニテ申立ヲ爲セシ「アリス」ニヨリ遂ニ其申立ヲ書取リタル書付ヲ「プロセ、ウエルバル」トイフニ至レリ

〔釋解〕職務内ノ事柄ヲ確證スルタメニ公ケノ官吏ノ作リタル書付ヲイフ

〔參照〕民事ハ(訴)二五九、二六九、二七五、三一五、刑事ハ(治)一一、一六、二九、

プロキウラシオン

代理委任狀

代理

六〇 Procurator.

〔本義〕羅甸ノ「プロキウラレ」ヨリ出ツ「プロキウラレ」ハ「プロト



「キツラレ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ「爲メ」ノ義「キツラレ」ハ「世話スル」ノ義

〔釋解〕「マシダ」(代理ナリエムノ部三)ヲ證スル書付チイフ  
○リトレ甲ヨリ乙へ甲ノ名目ニテ物ヲ處置スルトニ  
就キ與へタル權チイフ又其權チ與へタルトヲ證スル  
書付チモイフ

〔參照〕(民)四四、

プロキウールド、ラ、レピウブリク

### 共和國ノ目代

Procureur de la république.

〔本義〕「プロキウール」ハ本義「プロキウラシオン」ト同シク「他  
人」ニ代テ事ヲ爲ス權アル人「ナリ」ド「ハ」ノ「ラ」ハ冠詞ナリ  
「レピウブリク」ハ共和國ナリ



〔釋解〕カデ始審裁判所ニ在リテ「ミニニステル、ピヅブリク」即チ檢察官ノ職ニ任ゼラレタル法官チイフ時代ニ因リ或ハ之ヲ「プロキツルール、ヂャ、ロア」(王ノ代理人)トイヒ或ハ「プロキツルール、エンペリアル」(皇帝ノ代理人)トイヒキ  
プロイビション

禁止

六二 Prohibition.

〔本義〕羅甸ノ「フロイベレ」ヨリ出ツ「フロイベレ」ハ「禁スル」ノ義

〔釋解〕或ル事ノ禁制チイフ

プロイビション、ド、マリアシウ

Prohibition de mariage.

結婚ノ禁止

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「マリアシウ」ハ「婚姻」ナリ(エムノ部五)

〔釋解〕安吉婚ヲ許スベカラサル條件アルニ因リ法律ニ



〔釋解〕按結婚ヲ許スベカラサル條件アルニ因リ法律ニ設ケタル結婚ノ禁ヲイフ

〔參照〕結婚ノ禁止ハ(民)一六一以下、三四八、

プロメス

聽許

〔本義〕「プロメトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「プロメトル」ハ羅甸ノ「プロミテレ」ヨリ出ツ「プロミテレ」ハ「プロ」ト「ミテレ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ前詞ナリ「ミテレ」ハ「置ク」ノ義ナリ

〔釋解〕總テ書面又ハ口演ヲ以テ爲ス許諾ヲイフ

〔參照〕爲替手形ハ(商)一一二、一一三、賣買ハ(民)一五八九、一五九〇、



六四

Promulgation.

プロミウルガシオン

頒布

〔本義〕羅甸ノ「プロミウルガレ」ヨリ出ツ「プロミウルガレ」ハ「法ヲ布告スル」ノ義

〔釋解〕法律ヲ人民一般ニ知ラシムル爲メニ之ヲ公布スルヲ「プロミウ」

〔參照〕〔民〕一、

プロプル

六五

Propre.

自己ノ財産

〔本義〕羅甸ノ「プロプリウス」ヨリ出ツ「プロプリウス」ハ「接近スル」ノ義此ノ意義ヨリシテ「適當ナル」ノ義ニ轉シ後チ固有ノ義ト爲レリ



Propriété.

〔釋解〕リトレ某人又某物ノミニ限リ屬スルノ意○バシ  
 レ相續ニテ得タル不動産又夫婦共有中ニ入ラサル夫  
 若クハ婦ノ財産チイフ

プロプリエテ

所有權

〔本義〕羅甸ノ「プロプリエタテム」ヨリ出ツ「プロ  
 テム」ハ「プロプリッス」ヨリ出ツ「プロプリッス」ハ「固有」ノ義ナ  
 リ

〔釋解〕公安及ヒ公益ノ法律ニ循テ自由ニ物件ヲ供用シ  
 及ヒ之ヲ處置スルノ權チイフ  
 〔參照〕〔民〕五四三以下、七一以下、

プロラタ

Prorata.



### 割合

〔本義〕羅甸ノ「プロ」ト「ラ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ「向テ」ノ義「ラ」ハ「定リタル部分」ナリ

〔釋解〕定リタル割合ヒヨ從フノ謂ヒナリ例ヘハ各債主ノ貸高ニ「オー」プロ「ラ」ハ「於」ナリヨテ利益ヲ分配ストイフカ如キ是ナリ

### プロテ

Protêt.

### 拒絶證書

〔本義〕「プロ」テ「ス」テ「ト」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「プロ」テ「ス」テ「ト」ハ羅甸ノ「プロ」テ「ス」タリヨリ出ツ「プロ」テ「ス」タリ「ハ」プロ「ト」テ「ス」タリト合成セシモノニテ「プロ」ハ「前」ニ「テ」ノ義「ス」タリ「ハ」證據ヲ立ルノ義「プロ」テ「ス」テ「ハ」即チ「確



ト約束ヲ爲シ又「事ヲ確然トスル」ノ意ナリ

〔釋解〕爲替手形領承ノ拒絶或ハ拂方ノ拒絶ヲ證スル書付ヲイフ然レ一般ニ用ユル所ニテハ爲替手形ノミナラス他ノ通用手形ノ拂方ノ拒絶ヲ證スル書付ヲモイフ

〔參照〕〔商〕一一九、一五六、一六二、一六三、一七三以下、

プロウイジオン

六九

Provision.

爲替手形準備金  
判決前假渡金

〔本義〕羅甸ノ「プロウイデレ」ヨリ出ツ「プロウイデレ」ハ「必要物ヲ備ヘル」ノ義(本部三九「プールウオア」參看)

〔釋解〕爲替手形ノ拂方ニ必要ナル金高ヲ手形拂人ニ渡



スナリ又訴訟ノ確定裁判前ニ裁判官ヨリ一方ノ訴訟人ニ受クルヲ許シタル金高チイフ但シ裁判ノ後其金高チ返還スルヲアルベシ

〔參照〕(訴)四五一、八七八、爲替手形ニ付テハ(商)一一五以下、

補啓ピユベ兒ル太テ  
成人プエー 驚

七〇 Puberté.

〔本義〕羅甸ノ「ピュビス」ヨリ出ツ「ピュビス」ハ「生ヘカ、リシ毛」ナリ今慣用スル所ニテハ「男女其子ヲ生育スルヲ得ベキ年次」チイフ又別ニ「ニッビリテ」トイフ語アリ略「ピュベルテ」ト同シ然レ之ヲ區別セサルベカラズ「ニッビリテ」ハ十分ニ結婚スルヲ得ヘキ身體ノ有様チイフ故ニ人ハ「ニッビリテ」ニ爲ル二三年前ニ「ピュベルテ」トナルモノナリ

〔譯解〕結婚ニ適當ナル男女ノ年次チイフ



ヒ  
リ  
テ  
ニ  
爲  
ル  
二  
三  
年  
前  
ニ  
「  
ピ  
ウ  
ベ  
ル  
テ  
」  
ト  
ナ  
ル  
モ  
ノ  
ナ  
リ

〔釋解〕結婚ニ適當ナル男女ノ年次チイフ

〔參照〕(民)一四四、一四五、一八五、

ピウブリカシオン、ド、マリアシウ

七一

Publication de mariage.

婚姻ノ公告

〔本義〕「ピウブリカシオン」ハ羅甸ノ「ポピウリッス」ヨリ出ツ「ポピウリッス」ハ「人民」ナリ又「人民」ニ知ラセルノ義今「公告」ノ義ニ用ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「マリアシウ」ハ「婚姻」ナリ(エムノ部五)

〔釋解〕ムーロン婚姻ヲ結ハントスルヲ公ケニ告知スルヲチイヒ此告知ハ口上ニテ之ヲ爲スヘシ即チ日曜日ヲ以テ邑長ノ門前ニテ高聲ニテ之ヲ演フル式ナリ然レ實際ニテハ但書面ヲ作り之ヲ揭示スルノミ○「按」又昔ハ之ヲ「バン、ド、マリアシウ」トイヒキ「バン」ハ公告ナリ



(ベノ部三)

[参照] (民) 六三以下、一六六以下、一九二、

ピウイサンス、マリタル

夫權

七二

Puissance maritale.

[本義] 「ピウイサンス」ハ羅甸ノ「ポスセ」ヨリ出ツ「ポスセ」ハ「權

威」ナリ「ピウイサンス」ハ「他人ニ命令スルノ權」チイフ「マリ

タル」ハ「マリ」トイフ名詞ノ變シタル形容詞ニテ「マリ」ハ

「夫」ナリ「マリタル」ハ「夫」ノ義

[釋解] 婦ニ對シ夫ノ行フヘキ權チイフ

ピウイサンス、パテル子ル

親權

Puissance paternelle.

[本義] 「パテル子ル」ハ羅甸ノ「パテル」ニツス「ヨリ出ツ」パテル

ニツス「ハ」父ノ義今「パテル子ル」ハ「父」ヨリ又「父」ニ付テ「父



ニツス」ハ「父」ノ義今「パテル子ル」ハ「父」ヨリ「又」父ニ付テ「父」ノ義ニ用ユ

〔釋解〕子ニ對シテ父又ハ母ノ行フヘキ權ヲイフ〇ム  
ロ」ハ「ピツイサンス、パテル子ル」ハ最モ廣キ意味ニテハ尊  
屬ノ親ト卑屬ノ親トノ關係ニ付テ法律ノ附與シタル  
權ノ集合ヲイフ此「ピツイサンス、パテル子ル」ハ其例甚タ  
多シ第一、子ヲ養育スルノ權又其子其本分ヲ盡サバ  
ルトキニ其自由ヲ剝奪スルノ權、第二、子ノ財産ヲ支配ス  
ルノ權又入費ノ計算ヲ爲スノ責ヲ負ヒテ子ノ財産ノ  
入額ヲ收ルノ權、第三、婚姻ヲ承諾スルノ權又子一己ニ  
テ結婚スルヲ得ルノ年次ニ至リタル時ト雖モ其婚姻  
ノ相談ニ預ルノ權、第四、子ノ婚姻ニ故障ヲ述ルノ權、第



五、子ノ人ノ養子ト爲ルヲ承諾シ或ハ拒ムノ權、第六、父  
 母中ニテ後ニ死スル者ヨリ其幼年ノ子ニ遺囑ノ後見  
 人ヲ撰ムノ權、第七、後見ノ權、第八、後見ヲ免除スルノ權  
 ナリ今「ピツイサンス、パテル子ル」ノ狹キ意味ニテハ子ノ  
 教育ヲ爲シ又之ヲ支配スル父及ヒ母ノ權ヲイフ此教  
 育ノ權ノ外ニ教育ニ必要ナル補助タル他ノ權アリ即  
 チ看守、懲戒、財産支配ノ權又法律ニテ設ケタル子ノ財  
 産ヨリ利益ヲ得ル權ノ如キ是レナリ故ニ民法ニ謂フ  
 所ノ「ピツイサンス、パテル子ル」ノ定リタルモノハ即チ左  
 ノ如シ第一、教育ノ權、第二、看守ノ權、第三、懲戒ノ權、第四、  
 財産ヲ支配スルノ權、第五、法律上ニテ定メタル子ノ財  
 産ヨリ利益ヲ得ルノ權ナリ



〔参照〕親權ハ(民)三七一以下、養子ハ(民)三四六、三四八、風俗  
ヲ亂スノ罪ハ(刑)三三四、三三五、

補ピユル兒ヂツ直ヂツ 嘸ピユル

義務滌除

〔本義〕羅甸ノ「ピツリツス」ヨリ出ツ「ピツリツス」ハ「清淨」ノ義「ピツルシツ」  
ハ今「拭ヒ取ル」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕和談ノ賣買ニ因テ不動産ヲ買得テ其不動産ノ上  
ニアル特權又ハ書入質ノ權ヲ有スル債主ノ訴ヲ避ケ  
ント欲スル者ノ爲メニ設ケタル其特權ト書入質ノ權  
ヲ消滅セシムル方法ヲイフ  
〔参照〕(民)二一六七、二一七九以下、法律上ノ書入質ハ(民)二  
一九三以下、



千  
ウ  
ノ  
郎